

[事案 16-23] 払済無効確認・契約取消請求

- ・平成 17 年 3 月 24 日 裁定受理
- ・平成 17 年 10 月 25 日 和解成立

< 申立人の主張 >

説明が不十分であったため提案された保険商品に切り替える方が有利であると誤信し既契約を払済みとし新契約を締結したが、この処理を取消し、元の既契約のみが継続している状態に戻して欲しい。

申立人は単身赴任のため自宅にいない状態であるが、営業職員より早急に会いたい旨連絡があり自宅で面会したところ、新商品の設計書提示があり、現在の保険を払済みにして新たな生命保険契約を締結する処理を行うことを勧められ契約した。既契約は終身保険（予定利率 6%）であり、65 歳以降は保険料を払う必要もなく生涯保障が継続するものだったが、提案された 10 年定期保険（予定利率 1.65%）は更新型で 10 年後も保障が継続するには 65 歳まで更新し倍の保険料を支払わなくてはならない。既契約を払済みにすることにより死亡保障額 2,233 万円となるので新たに提案のある 2900 万円の保険に入る必要はない。払済み後の年金移行額が年額 136 万円から 96 万円に大幅に減額されてしまうことの説明がなく、顧客のニーズ確認を行わずに損害を与える処理を勧誘してきたことは、営業職員として顧客の利益を保護すべき職務上の注意義務に違反した、違法・不当な勧誘にあたる。

保険の種類、期間、保険料、予定利率、特約内容等の契約内容からみると新たに死亡保険金 2900 万円の定期保険を締結して既契約を払済みにするよりも既に 13 年間継続している死亡保険金 3000 万円の終身保険を継続する方が有利であることは明らかであり、まもなく定年を迎える申立人にとって年金は重大な問題で、将来の年金額が大幅に減額されることは大きな損害である。

< 保険会社側の主張 >

営業職員における契約締結の募集、説明について違法・不当な勧誘行為は認められず、保険の払済変更手続は高度な判断能力を有する申立人の自由な判断により行われたものであり、また十分に合理的な手続である。営業職員からの一方的指示によるとか申立人の誤解によるものとは言えない。また、保険料払込期間満了後の年金払いへの移行については申立人から説明を求められたことは全くなく、積極的な説明をしなかったことが違法・不当な勧誘と評価すべきものではなく、申立人の主張には理由がない。

< 裁定の概要 >

申立書・答弁書等に基づく審理を進めるとともに当事者双方からの募集時点の状況等を中心に事情聴取を行った。審理を進める中で申立人より、一つ目の保険の払済み手続の取消と二つ目の保険の締結取消がされるのであればその際に発生する不足金は支払う用意があるとの意思が表明された。これを受け、保険会社からは一つ目の保険について払済処理ならびに特約解約処理を取消し、支払済特約解約返戻金の返済、未入分保険料を受領することで契約の復旧処理をする、また、二つ目の保険については契約の解約に応じる旨裁定審査会に報告があった。

これを踏まえ、裁定審査会は当事者双方に和解案を斡旋したところ、双方の合意を得

たので和解契約書の調印をもって円満に解決した。